参考

市会改革推進委員会（平成２３年５月～）において過去に議論があったもの

①　前文について

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

議会基本条例の制定について

●　結論

現行条文のとおり。

②　議員間（委員間）討議の積極実施について

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

・　議員間討議の充実

・　議員間討議の仕組み

●　結論

議員間討議の充実

現状でも委員長の議事整理権の下で議員間討議を充実させていくことは可能であり，できるところから積極的に取り組む。

議員間討議の仕組み

まずは，常任委員会において，京都市会基本条例の趣旨を十分に踏まえて議員間討議を積極的に行っていくこととする。

予算・決算特別委員会等における議員間討議の実施方法などについての新たな提案があった際には，改めて検討することとする。

③　政策提案機能の強化について

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

・　専門的知見の活用
・　外部の有識者等からなる附属機関，調査機関等の設置
・　委員会から執行機関への政策提案，超党派の政策研究会の設置
・　政策研究会の位置付け・制度設計

●　結論

専門的知見の活用

積極的に専門的知見の活用を図っていく。

外部の有識者等からなる附属機関，調査機関等の設置

外部の有識者からなる附属機関，調査機関は，必要に応じて設置することができるということを申合せとして確認する。

委員会から執行機関への政策提案，超党派の政策研究会の設置

委員会から執行機関への政策提案については，常任委員会において研究すべきテーマの有無を議論し，検討が必要なテーマがあれば積極的に取り組んでいく。

超党派による政策研究会の設置は，事案が発生した段階で，各会派から代表を出して設置していく。

どちらも現状の中で前向きに取り組むことを優先し，今後必要があればルール化についても検討する。

政策研究会の位置付け・制度設計

結論なし（具体的な事案が発生した際に改めて検討する。）

④　市会の位置付けと役割（第３条）について

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

議会基本条例の制定について

●　結論

現行条文のとおり。

⑤　一人会派の取扱いについて

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

一人会派の取扱い

●　結論

合意形成に至らなかったため，現状どおりとする。

⑥　若い世代との意見交換の場の設定について

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

投票率向上に向けた取組

●　結論

高校生をはじめ，若い世代の方々と京都市会が直接意見交換を行う場を設けることは，政治や地方議会に対する理解を深め，ひいては市民の政治参加や投票率の向上に寄与することが期待されることから，京都市会として，このような場を積極的に設けていくべきである。

⑦　議会報告会・意見聴取会の実施について

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

議会報告会・意見聴取会の実施

●　結論

各会派及び議員個人による議会報告は，現状を踏まえて引き続き行っていくべきとの認識の下，京都市会として実施する議会報告会については，各会派の意見が分かれ，委員会として一つの結論には至らなかったため，一旦，検討を留保する。

これまでの議論の内容を踏まえ，必要に応じて，検討を再開することとする。

⑧　請願者による請願趣旨説明の実施について

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化

●　結論

請願者の趣旨説明については制度化せず，現行のまま，委員会の決定により行うこととする。

紹介議員による趣旨説明についても制度化はしないが，京都市会会議規則第９８条及び標準市議会会議規則第１３５条第２項の趣旨を踏まえて積極的に活用する。今後，制度化が必要であるという議論になれば制度化に向けて進めていく。

⑨　公聴会及び参考人の積極活用について

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

重要議案に対する公聴会の開催，参考人制度の積極活用

●　結論

公聴会，参考人招致については，どちらも現行の制度の趣旨をしっかりと認識したうえで，積極活用に向けて取り組む。また，参考人制度については，議長への事前通告を省略することによって手続の簡素化を図ることとする。

⑩　常任委員会等における直接傍聴の実施について

＜市会改革推進委員会での議論＞

●　検討項目

委員会における直接傍聴の実施

●　結論

・　市会改革推進委員会については，直接傍聴を実施する。実施に当たって必要な規程の整備等は，議運での協議に委ねる。

・　常任委員会等については，出席する理事者の数や審査の内容など，市会改革推進委員会とは状況が異なることから，会議室の構造，広さなどの課題が解消されてから，前向きに検討する。

⑪　休日・夜間議会の開催について

＜市会改革推進委員会での議論＞

● 検討項目

休日・夜間議会の開催

● 結論

検討留保（提案会派取下げ）

⑫　事務局・図書室の人員体制の更なる強化について

＜市会改革推進委員会での議論＞

● 検討項目

議会機能の強化

● 結論

今後，京都市政における二元代表制の一翼を担う京都市会として，広報，政策提案及び調査機能のより一層の充実・強化が必要である。

これらの機能の充実・強化を図るうえで，事務局の人員体制については，市会及び議員の活動を十分にサポートしていくために，充実・強化させる。